

神奈川県立総合教育センターと北里大学医療衛生学部との 連携協力に関する協定書

神奈川県立総合教育センター（以下「甲」という）と北里大学医療衛生学部（以下「乙」という）は、相互の社会的使命を深く自覚し、それぞれが有する人的・物的資源と知的財産を有効に活用して、教員の資質・能力の向上及び大学教育の充実に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互の人材・機能を活用することによって、優れた人材の育成や現職教員の研修の充実を図るとともに、今日的教育課題に対応した研究交流を推進し、その成果を生かして神奈川県の教育、保健・福祉の充実・発展に寄与する。

（内容）

第2条 甲と乙が連携協力して実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 教員研修に関すること。
- (2) 共同研究に関すること。
- (3) 調査研究・検証・開発に関すること。
- (4) 学校教育上の諸課題への対応に関すること。
- (5) 学生の臨床実習に関すること。
- (6) その他両者が必要と認めること。

（連携の推進）

第3条 甲と乙が連携協力することに当たっては、職員の派遣、受け入れ及び施設設備等の利用について、業務に支障のない限り、お互いに便宜を供する。

（経費）

第4条 甲と乙の連携事業での報酬は無償とし、職員の派遣に係る旅費については、要請を行った機関が負担する。その他の連携協力に係る経費については、原則的に両方で協議する。

（権利の帰属）

第5条 研究成果等の権利化の必要性が生じた場合には、甲と乙は協議して、当該研究成果等の権利化に関する契約を別途締結する。

（事務局）

第6条 連携協力の円滑な推進を図るために、甲と乙は相互に事務局をおく。

（補則）

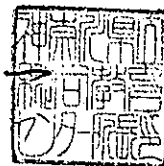
第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲と乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲と乙が署名捺印の上、各自その1通を保管する。

平成17年3月18日

甲 神奈川県立総合教育センター
所長

清水進



乙 北里大学医療衛生学部
学部長

齋藤豊利

